第三次三重県行財政改革取組における県有施設の見直し一覧

別紙3

〇この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成29年6月~令和2年3月)での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

〇見直しの方向性を定めた施設については、「第三次三重県行財政改革取組」において、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に 見直しを推めていきます。

〇廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しに取り組むとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	備蓄倉庫 <直営>	廃止(売却) 当該施設は、防災関係資機材を保管する目的で平成2年に建設され、現在も資機材を保管している。 現在の場所でなければならない理由がないこと、資機材の移動先も確保可能であることなどから、廃止(売却)の方向で検討を進める。	【経過】 ・H30.7まで 保管している資機材の要・不要の分別 ・H30.8 必要な資機材の移動 ・H30.11 第二次みえ県有財産利活用方針に基づく地元 自治体への購入意向確認(意向なし) ・R1.6~7 アスベスト分析調査(なし) ・R1.8~11 登記・測量業務の実施 ・R1.8~ 不要な資機材の処分 ・R1.12 不動産鑑定の実施 ・R2.3 売却	防災対策部
2	衛星第2統制局舎 <直営>	廃止(解体) 当該施設は、本庁舎が地震等により無線統制局としての機能を果たせなくなる場合に備えて平成9年に建設されたが、現在は倉庫として利用している。 本庁舎の免震化により無線統制局の機能は確保されていることなどから、廃止(解体)の方向で検討を進める。	【経過】 ・総務部において、当該施設敷地とその背後地を併せた利活用を検討中 ・保管している無線設備の予備品等の要・不要の分別、設備の廃止に必要な手続き等の確認 【課題】 ・保管している必要物品の保管場所確保が必要 【今後の予定】 ・必要物品の移動先の検討 ・移動先の決定後、必要物品を移動 ・総務部の利活用方針等をふまえ、必要な対応を実施	防災対策部
3	旧三重県鳥居会館 (直営)	て昭和34年に建設されたものである。 平成9年に用途廃止をした後は倉庫・ 書庫として活用していたが平成26年 度限りで老朽化に伴い使用を禁止し ている。 建物の解体撤去に多額の費用がか かることなどから、民間活力を生かし	【経過】 ・H30.4~5 部内で課題を整理し、利活用案を策定 ・H30.6~7 民間事業者から利活用案に対する意見を聴取 ・H30.7~12 民間事業者の意見をふまえ、部内で利活用案の再検討 ・H31.1~ 破損個所の直営修繕等コストを抑えた維持管理の実施 ・R1.12~ 県庁周辺の県有地として利活用の検討 【課題】 ・土地の有効活用には建物の解体が必要であるが、多額の経費が必要なため、財政状況を考慮しながら実施を検討 ・定期借地での利用用途を前提に業者へ聞き取りをした結果、立地等の諸条件から、商業用等の民間による活用が望めない ・利活用に当たっては、同一敷地内にある体育館(リサイクルセンター)の取扱と併せた検討が必要 ・将来見込まれる県庁周辺の再整備の際に、代替用地として必要となる可能性がある ・公図混乱地のため、売却等の処分を行うに際しては、測量・分筆・登記等の整理が必要 【今後の予定】 ・県庁周辺の限られた県有地として、将来の活用を見据えて土地は保有したまま利活用を図ることとする。管理に要する費用を最小限に抑えつつ、安全性を確保しながら、実現可能な利活用方法を検討していく	総務部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
4	職員公舎(浜島、尾鷲13号)	廃止(売却) 浜島は昭和59年、尾鷲13号は平成7年に職員公舎として建設された。 施設の老朽化や今後の利用見込みを踏まえると、地域内の公舎へ集約化を図ることが合理的であることから、集約化により廃止(売却)の方向で検討を進める。	〈浜島住宅〉【経過】・H30.3.31 入居者の転居完了・H30.5 用途廃止手続き・H30.7~9 敷地の所管換え手続き(農林水産部→総務部)・H30.9 志摩市へ取得要望照会(結果:希望なし)・H31.1~売却手法の検討、接道条件の改善に向けた調整・R2.11~接道条件の改善に向けた課題の洗い出し【課題】・敷地の接道条件が悪く利活用に制約があることや立地条件から、民間ニーズは低いと見込まれる・建物(2棟)が残置しているため更地化には解体費が必要・売却後に振動や汚染の発生する施設が設置されると、隣接する栽培漁業センターの種苗生産に悪影響を及ぼす可能性があるため望ましくない【今後の予定】・売却に向けて、接道条件の改善のための手続き(測量・分筆)を進める 〈尾鷲13号〉【経過】・H30.5 用途廃止手続き・H30.6~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市との協議・H31.1~尾鷲市と同か数に関する協議を継続きる・R2.8 尾鷲寮との一体的な売却を念頭に尾鷲市と県有地内私道の取扱を協議 【課題】・県有地内私道の取扱に関する協議を継続するでの表記での表記で表記に置きた。中本の本記で表記に置きたがら、県有地内私道の取扱の整理後、現況有姿(建物付き)での売却に向けた取組(立会・測量・分筆等)を進める。	総務部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
5	社会福祉会館 <直営>	民間活力の導入(PFIなど) 当該施設は、社会福祉団体が入居し、高齢者、障がい者、生活困窮の高い福祉サービスを提供しいる。 昭和46年に建設後、老朽化が進み、大規模改修の時期が差し調達、いることなどから、建設、資金調達、維持管理、運営等について、PPP/PFI等の民間活力を導入する方向で検討を進める。	【経過】 ・R1.8~R2.3 PFI導入可能性調査の実施 入居団体へのヒアリング、民間事業者からの実現可能性聴取(サウンディング)調査を実施し、現地建替におけるPFI導入可能性を検討。 〈メリット〉当該施設の改築・新築にあたって、維持管理経費面等でのPFI導入効果が期待できる。 〈デメリット〉現在地の用途地域区分上、建築延床面積の制限があり、民間活力(経営手法等)導入効果等も比較的低いと思われる。その他、防災上の懸念(津波浸水等)も存在。・R2.4~ 課題整理、他手法の検討令和元年度調査の結果、現地建替の場合に期待できるメリットが少ないことから、入居団体等とも意見交換を実施し、移転建替えも視野に入れ、新施設が備えるべき機能、経済性、利便性のほか付随する条件なども含めて課題を再整理。(吉田山会館付近を移転候補地の一つとして整理) 【課題】・移転立替予定地の地質調査と並行して、移転する場合の建築場所や駐車場確保のほか、新施設が備えるべき機能・役割を整理のうえ、入居団体等を調整し、施設規模等を検討する必要あり。 【今後の予定】・R3年度 地質調査の実施施設整備の具体化に向けた検討新施設への入居団体等との調整	部
6	鈴鹿病院多目的客室 <無償貸付>	昭和44年に建設された。	【経過】 ・H30.6~H31.1 親の会との意見交換 ・H31.2 解体撤去を行う方針を決定。土地所有者である 鈴鹿病院へ報告 ・H31.4 5年間の無償貸付が更新期日を迎えることから、 私物撤去等の準備期間を考慮し、H31.4.1~R1.7.31を貸付 期間とする貸借契約を親の会と締結 ・R1.5 鈴鹿病院に取壊しにかかる協力を依頼 ・R1.8 貸付期間満了につき、親の会と共に現地確認を実施 ・R1.12 12月補正にて解体工事費を計上 ・R2.1 解体工事入札手続き ・R2.3 解体工事完了	子ども・福祉部
7	旧知的障害者更生相 談所 〈無償貸付〉	廃止(売却) 当該施設は、知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設された動間として正成11年においても、行っては、行っていまり処遇方針を作成するといてが、平成19年者を廃止した後、平成19年者を廃止した後、平し、は入口では大いで、平成19年者を発出といる。とは、平し、は大いでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	【経過】 ・R1.5~ 貸与先である社会福祉法人と売却に向けた協議 ・R2.10 土地境界確定 ・R3.2 不動産鑑定 【今後の予定】 ・公有財産評価会議による評価額の決定(R3.3~R3.4) ・R3年度に貸与先法人と土地・建物の売買契約締結に向けて検討	子ども・福祉部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
8	旧小児心療センターあ すなろ学園、同分校 旧草の実リハビリテー ションセンター	年6月、子ども心身発達医療センターを新規開設したため、旧施設となっている。 跡地の有効活用が見込まれることから、建物を解体し、土地を売却する方向で検討を進めてきたが、見直しの	【経過】 ・H31.3 解体工事完成 ・R1.5~R2.3 用地測量業務の実施 ・R1.6~R1.11 地盤変動影響調査(事後)業務の実施 ・R1.9~R2.8 用地境界立会の実施 ・R2.7~9 家屋補償契約 ・R2.10 境界確定完了 ・R2.11 見直しの考え方及び方向性を、「売却」から「教育委員会による盲学校・聾学校の建築用地利用」へ変更。 (R2年度中に教育委員会へ管理替え。)また、用地のうち一部は「津市へ調整池用地として譲渡」へ変更。 【今後の予定】 ・R3.4~ 調整池用地を津市へ有償譲渡。	子ども・福祉部
9	交通安全研修センター <指定管理>	交通安全教育を行うため、平成7年に 建設された。 当該施設での研修について、ほとん どの受講者が交通安全に対する意識 が向上している。(受講者アンケートより) 県内の人口10万人当たり交通事故 死者全教育は上位であり、関係機関・ 団体等においても実施されていること から、取組の更なる効率化を図る必 要がある。 このことから、専門的かつ高度なきる 県交通安全教育の中核施設として、 現有施設・設備の強みを生かした団		環境生活部
10		のあり方等については、引き続き検討 当該施設は、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に、平成13年に建設された。また、当該施設は、災害時に県域で支援活動を行う団体(みえ災害ボランティア支援センター、災害時多言語支援センター)の拠点や連携の場となる機能を有している。 今後、開館日時やフロアの活用方策	【課題】 ・引き続き利用者や関係者との調整等が必要 【今後の予定】	環境生活部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
11	旧博物館 <直営>	廃止(売却) 当該施設は、県民の教養等に資するため、昭和28年に建設された。 三重県総合博物館が開館したため現在は閉館していること、また、当該施設の敷地へNHK津放送局が移転するとして、県と同局が基本合意を締結していることから、売却に向けて手続きを進める。	【経過】 ・H29.5 県とNHK津放送局で移転に向けた基本合意を締結 ・H30.3 『津市都市マスタープラン』に同局の移転について記載 ・H31.2 津市都市計画変更決定 ・R2.12 土地売買契約締結 ・R3.1 所有権移転(引き渡し)(完了)	環境生活部
12	旧留学生センター <直営>	管理換え(埋蔵文化財センターの収蔵庫として使用) 当該施設は、1・2階が企業庁職員の福利厚生施設「いなづま会館」(企業庁所管)、3階が留学生・海外技術研修員等の受入施設「三重県留学生センター」(環境生活部所管)として、昭和59年に建設された。現在はいずれも使用されていないこと、また、県教育委員会から埋蔵文化財センターの収蔵庫としての使用要望があったことから、施設の有効活用ができるよう調整を進める。	【経過】 ・H30.3.16 県教育委員会への管理換えにかかる、当部、企業庁、教育委員会事務局との最終打ち合わせ ・H30.3.26 教育委員会への管理換えにかかる承諾文書	環境生活部
13	(鈴鹿山麓リサーチ パーク関係施設) 旧三重ソフトウェアセン ター社屋 <四日市市管理>	廃止(解体撤去) 当該施設は、(株)三重ソフトウェアセンターの社屋として平成5年に建設されたものであるが、平成20年に開社を開散した後は、四日市市が企業等の貸付を行ってきた。平成30年12月に入居企業が超している。四日市市から入居希望者の意向で見るの話果、入めないとの報告の表記の結果、廃止(解体撤去)の方向で見直しを進める。	《鈴鹿山麓リサーチパーク全体》 【経過】 ・部内で課題を整理し、対応策を検討 ・リサーチパーク連絡調整会議の開催 ・限定されている用途の拡大に向けて四日市市と協議 ・庁内情報共有会議の開催 ・R2.9 用途を「リサーチコア及び試験研究施設」から「準工業地域で建築可能な建築物(居住系を除く)」に変更(四日市市) 【今後の予定】 ・「リサーチコア及び試験研究施設」に限定されていた用途が広がり、土地所有者である四日市市による土地工したが底がり、土地所有者である四日市市による土地工したが底がり、土地所有者である四日市市による土地工したが監査したリサーチパーク連絡調整会議について整理する 《旧三重ソフトウェアセンター社屋》 【経過】 ・市に対して、入居希望者の意向確認状況等、対応方針の確認 ・市の解体方針もふまえ、部内で課題を整理し、対応策を検討 ・市と廃止(解体撤去)の方向で見直すことについて協議・R2.12 見直しの方向性について議会で説明「市の対応状況」・お30.11~意向確認終了(希望者集まらず)・R2.11 意向確認終了(希望者集まらず)・R2.11 意向確認終了(希望者集まらず)・R2.11 意向確認終了(希望者集まらず)・R2.11~12 市常任委員会に解体方針を説明、補正予算で解体設計費を予算計上・R3.2 市議会に解体工事費予算を提出・R3~R4 解体設計、工事 【課題】 ・解体費用の負担方法、負担額に係る整理・解体に係るスケジュールの調整 【今後の予定】 ・R3.2 廃止(解体撤去)に向けて、県が負担すべき費用をR3年度当初予算に計上(予定)・R3.2 廃止(解体撤去)に同けて四日市市と引き続き協議・R3.4以降解体撤去	

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
14	ゆめドームうえの <指定管理>	市内の居住者が多くを占めていること、維持管理に多額の費用を要していること、今後、多額の改修費用が見込	【経過】 ・R1.11~R2.2 民間活力を利用した効率的な施設運営の事例調査検討 ・R1.12 伊賀市へ移譲に関する意向を確認した結果、「多大な維持管理費を要するため譲受は困難である」旨回答を得た。 ・R2.5~R2.9 民間活力導入可能性調査 ・R2.11~R2.12 伊賀市、名張市に「民間移譲、PFI(RO)方式の順に検討する」旨説明済。 【課題】 ・現在の施設機能を残しつつ、民間活力の利用によるさらなる運営の効率化 【今後の予定】 ・施設近隣住民を中心として年間約10万人の利用者があることから、民間活力の利用において、設置目的(スポーツ振興・文化向上)を継承し、県民サービスを続けるために、残すべき施設機能を第1競技場、指定避難所として、県の財政負担額が低く、運営面における民間の主体性が高い順に、まずは民間移譲について公募し、民間移譲先がない場合は、PFI(RO)方式により民間運営者の募集を行う R2.11~R3.6 民間移譲の公募条件の検討R3.7~10 入札公告~落札決定 (民間移譲先がある場合)R3.10~ 契約準備 (入札不調等により民間移譲先がない場合)	地域連携部
15	三重交通G スポーツ の杜 伊勢(体育館) <指定管理>	【継続検討】 令和3年度の三重とこわか国体終了後に方向性を定める。 当該施設は、三重交通Gスポーツの杜伊勢(三重県営総合競技場)内における体育館施設として、メインナ(昭和39年)及びサブアリーナ(昭和47年)が建設された。ともに老朽化が進んでおり、今後三と大規模な改修が必要となること県営けンアリーナが存在することがら、今後の県営体育館のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。	【経過】 ・部内で課題を整理し、見直しの方向性に沿って検討 【課題】 ・県営体育館としてのあり方についての整理が必要 ・県営体育館としての必要性、広域的役割について検討が必要 ・県営として存続する場合、体育館機能を維持していくための方策(改修・建替)の検討が必要 【今後の予定】 ・R3.2~ 課題の検討継続検討結果を元に一定の方向性を定める・R3.4~ 伊勢市と情報交換見直しの方向性について二役と協議・R4.2 見直しの方向性案を議会で説明	地域連携部
16	三重県営松阪野球場 <指定管理>	県営存続 見直しの考え方に基づいた調査検 討や松阪市との協議を行った結果、 引き続き県営として存続し、県で最 限必要な維持修繕を実施していく。 当該施設は、昭和50年に建設された。老朽化が進んでおり、今後、大の となること、県内がよ 模な改事となること、県内がより高いとは認められないことないことない り高いとは認められないことなら、 今後の県営野球場のあり方も含め、 見直しの方向性を定める必要があ 。	【経過】 ・部内で課題を整理し、見直しの方向性の検討に向けて論点を整理 ・今後の球場のあり方について松阪市と協議を実施(H30年度8回、R元年度6回) ・見直しの方向性を議会で説明	地域連携部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
17	鳥羽休憩所(鳥羽ビジターセンター)(一)	移譲(又は廃止) (令和2年度末を目処に移譲又は廃止する。) 当該施設は、伊勢志摩国立公園の総合案内を目的に理算のので、伊勢志摩国立公園のので、伊勢忠摩の歴史として特別ので、伊勢として特別である。 等た、自然体験の総合窓のとして情発になどを行っている。 場別市の観光でいると、利用として、報告により、 場別が重複しているのが、 はないこと、以外の活動として、 場別が重複している。 はいこと、「公園」と、「公園」と、「公園」と、「公園」と、「公園」と、「公園」と、「公園」と、「公園」と、「公園」と、「会園」、「会園」、「会園」、「会園」、「会園」、「会園」、「会園」、「会園」	「経過」 ・H30.1~H30.11 県、市町、国立公園協会を構成員とした検討会において、県有施設の移譲又は廃止について理解が得られた。 ・H30.12~R1.11 施設の譲渡について関係市町や関係団体と個別に調整を行ったところ、どこも受入れは困難との状況であった。そこで、関係市町の協力により、現施設で活動している国立公園協会の拠点の移転先として7箇所を検討し、可能性の高いところから個別に調整を行うこととした。 ・R1.12~R2.2 さらに移転先を絞り込み、利用者数、エコツーリズムの活動拠点、既存施設との相乗効果の観点を踏まえ調整を進めた。 ・R2.3 国立公園協会とともに移転候補先との調整を行った。 ・R2.6 国立公園協会とともに移転候補先との調整を行った。 ・R2.7 国立公園協会とともに8箇所目となる移転候補先の現地を調査した。 ・R2.9 国立公園協会の臨時理事会において、移転先が決定された。 ・R3.1 国立公園協会の臨時理事会において、移転先が決定された。 ・R3.1 国立公園協会から、R3.9に拠点を鳥羽市内に移転するとの報告があった。 【課題】 ・施設譲渡について、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえ、慎重に進める必要がある。 【今後の予定】 ・R2.12~R3.3 国立公園協会の拠点の移転先が決定したことから、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえて、地元企業等への施設の譲渡、あるいは取壊しを決定する。	農林水産部
18	(鈴鹿山麓リサーチ パーク関係施設) 鈴鹿山麓研究学園都 市センター 〈直営〉	廃止(解体撤去) 当該施設は、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図る目的で平成10 年に建設された。企業向けに会議室 等の貸出しを行ってきたが、施設の稼働率が低調なことや、維持管理に多額の費用を要することなどから、平成31年4月から休館している。 老朽化に伴い必要となっている大規模修繕費及び維持管理経費に見合う利活用が見込めないことから、施設を廃止・解体のうえ、四日市市から借りている土地を返還する方向で見直しを進める。	令和元年度で都市センター廃止。 建物を解体のうえ、土地を四日市市へ返還する。 【経過】 ・H31.4~ 休館 ・R1.12 見直しの方向性について議会で説明 ・R2.3 都市センター条例廃止(議会) ・R2.3末 廃館 ・R2.4~ 建物解体の設計 【今後の予定】 ・R3年度以降 解体撤去、土地の返還	雇用経済部
19	北勢中央公園 <指定管理>	整備計画の見直し及び未利用地の利活用検討 当該施設は、四日市市・いなべ市・	・現在整備中のエリアはこのまま整備を進め完成させること ・用地買収については買取請求に応じ買収を完了させること ・未利用地については、当該公園の設置目的の一つでもある「良好な自然環境の保全を図る」ため、修景施設(主に樹林地)として利用していくこと	県土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
20	能 学 野指 臨一 海理 なく	の集客施設への影響なども勘案し、	【経過】 〇「見直しの方向性」をふまえ、次のとおり整理 ・老柄化が進む当該公園の各種施設の今後のあり方(継続・廃止・用途変更など)を県、町、施設管理者等と検討に着手していくこと ・上記あり方についての検討結果をふまえ、各公園施設のより具体的な維持修繕の方針を取りまとめること ○平成30年度は、関係者(三重県、紀北5人間開催し、公園施設の今後の必要性や取組の優先順位等をしているプールの取扱い(修繕用促血が発育を体)しているプールの取扱い(修繕用促血が高速ででしているプールの取扱い(修繕用促血が高速ででしているプールの取扱い(修繕用促血が高速ででしているプールの取扱い(修繕用促血が高速ででしているプールの取扱い(修繕用保証が高速ででしているプールの取扱い(修繕用保証が高速ででしているプールの取扱い(修繕用保証が高速ででしているプールの取扱の(修繕用保証が高速ででは、別応設を集まを外側を開催、現代の表別を開催、日間、第3回検討会開催、日間、第1回検討会開催、日間、第3回検討会開催、日間、第3回検討会開催、日間、第3回検討会開催、日間、第3回検討会開催、日間、第3回検討会開催、日間、第3回検討会開催、日間、第3回検討会開催、日間、第4世に表別では、第4に対して、第4に対して、第52回検討会開催、アールを重要を施設のでは、プールを通り、プールを開まる。このでは、プールを開まる。このでは、プールを開まる。このでは、プールを開まる。このでは、プールを開まる。このでは、プールを開まる。このでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	果土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
21	鈴鹿青少年の森〈指定管理〉	親しみ、心身を鍛錬し豊かな人間性を養う場とするため、明治100年を記念して整備に着手し、昭和47年までに整備をすべて完了し、以来、全面供用している。 平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用し、利用者数も順調に増加しているところで	R3.7 事業者公募 R3.12 事業者契約 R4.9 リニューアルオープン(公園) -参考-	県土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
22	鈴鹿青少年センター <指定管理>	民間活力の導入(PPP/PFIなど) 当該施設は、自然に親しむ機会を書設し、自然に親しむ機会を建立され、毎年に提供するため昭和59年に実施しまる。 学校・クラブ等による青少年の健立と、当時を目がある。 学校・クラブとした利用が一の間がある。 学校を目がからこと、利用が一の削減の維力のではできたものの依然としてと、りつがままででは、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当	・H30.8「平成30年度第1回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、民間事業者から民間活力の導入について意見を聴取・H30.11「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、県土整備部とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取・R1.6~R2.1「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を実施・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取・R2.9 民間事業者の新型コロナウイルスの影響や投資意欲についてヒアリングを実施・R3.2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業者の公募準備を開始(アドバイザリー業務契約締結)【課題】より魅力のある事業者や自由度の高い民間提案を引き出すことが可能となるよう、民間事業者と意見交換を行いながら、事業者公募の準備を進めていく必要がある。【今後の予定】R3.7 事業者公募R3.12 事業者契約R4.9 リニューアルオープン	教育委員会
23	旧職員公舎等(32施設) 〈直営〉	建物付きで処分可能な物件について 積極的に処理検討 当該施設は、警察職員向けの公舎 等として建設されたものであるが、現 在は老朽化等によりその用途を廃止 している。 維持管理費が必要となっていること から、建物付きで売却可能な物件が あれば、処理を進めることを検討す る。	(経過]	警察本部